

ケアマネジャーができないこと

ケアマネジャーは、介護保険法に従って業務を行っておりますので、

業務としてできることとできないことがあります。

※下記は一例です

○金銭関係

- ・税金等の支払
- ・利用者の金銭管理
- ・サービス利用料などの立替

など

○手続き関係

- ・連帯保証人、身元保証人になること
- ・介護保険を除く、行政機関への手続き代行

など

○医療関係

- ・入院手続きや医療行為の同意
- ・入院中の物品手配
- ・通院などの送迎
- ・救急車への同乗

など

○生活関係

- ・日常的な安否確認
- ・利用者宅の家事や買物の代行
- ・服薬の管理

など

ケアマネジャーの仕事



ケアマネジャーは、介護保険制度において、介護を必要とする方(サービス利用者)とそのご家族からの相談を受けながら、サービス利用者の心身状態に合ったサービス調整を行う専門職です。

サービス利用者ができる限り自立した生活を送るために、計画(ケアプラン)を作成し、必要なサービスを受けられるように支援をすることがケアマネジャーの役割です。

周南市福祉部高齢者支援課
協力:周南市介護支援専門員協会

令和8年4月発行

ケアマネジャーの業務

① ケアプラン(居宅サービス計画)の作成

ケアプラン(居宅サービス計画)とは、要介護認定を受けたサービス利用者の心身状態や生活環境に合わせて、どのような種類の介護保険サービスをどの程度利用するかを計画したものです。サービス利用者が適切な支援やサービスを受けられるように**ケアプランの作成**をします。



② サービス事業者等との連絡調整

自治体やサービス事業者とサービス利用者との間に入って、**連絡や調整**を行います。

入院した場合は、医療機関とも連携をして退院後に必要となるサービス等の調整等を行います。



③ 定期的な訪問

生活の様子や心身状態を確認するために、**定期的にサービス利用者のもとを訪問**し、相談などに対応します。
また、必要に応じて、今後の**ケアプランの見直し**を行います。



④ サービス担当者会議の開催

サービス担当者会議とは、サービス利用者・ご家族のほか、ケアに関わる専門職が集まる会議です。**サービス利用者の支援について目標や役割分担などを検討、共有**します。

ケアマネジャーは、**関係者の招集や、会議の進行役**を担います。



⑤ 介護保険サービスの提案

サービス利用者の状況を踏まえて、介護保険サービス等の**提案**をします。

サービス利用者が施設への入所等を検討している場合は、施設入所についての相談を受けます。



⑥ 給付管理業務

介護保険サービスを利用した際の請求事務を行います。

毎月、サービス利用者のサービス利用状況を確認し、給付に必要な書類の作成や提出などの事務手続きを行います。



サービス利用者が住み慣れた地域で心豊かに、いきいきと
“自分らしく”安心して暮らしていけるように支援しています。

《問い合わせ》
周南市福祉部 高齢者支援課
TEL (0834) 22-8343